

景観形成の事業間連携方策・評価検討

Promotion and Evaluation of Landscape Formation by Coordinating Plural Projects

(研究期間 平成 19 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長	松江 正彦
Head	Masahiko MATSUE
主任研究官	小栗ひとみ
Senior Researcher	Hitomi OGURI
主任研究官	福井 恒明
Senior Researcher	Tsuneaki FUKUI

This report proposes the direction of policy to promote the landscape formation. Three themes are discussed in the workshop: the human resource development, the collaboration of projects which form undividable landscape, and the suitable styles of project contract.

〔研究目的及び経緯〕

国土交通省では、平成 16 年 6 月に「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」を策定し、同年 7 月より全国の 44 事業を対象として景観評価の試行を行った。これを踏まえて平成 19 年 3 月に上記基本方針（案）を「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」として改定し、同年 4 月より全国の直轄事業において本格運用を開始した。この 2 年半の試行を通じて、景観行政における新たな課題として、「経済波及効果等の評価手法」、「インハウスエンジニアの人材育成」、「設計から施工まで一貫した景観デザイン管理の入札・契約方針」、「景観デザインの質の向上に資する入札・契約方式」等の必要性が挙げられた。そのため、平成 18 年度に、景観、土木史、土木計画学、建設マネジメントに関する学識経験者からなる「公共事業の景観を考える勉強会」（以下「勉強会」という。）を設置し、今後の直轄事業における景観行政の課題について助言をいただいた。これを受け、平成 19 年度も勉強会を継続し、いくつかのテーマに議論を絞った上で、景観関連政策に関する具体的な方向性を導き、今後の展開を図るものとした。

〔研究内容〕

19 年度は、「人材育成」「事業間連携」および「景観に配慮した発注方法」の 3 つをテーマとして、計 5 回の勉強会を開催した。勉強会での議論を進めるにあたっては、先進的な景観施策が行われている東北地方整備局および九州地方整備局を対象としたヒアリングを実施し、地方整備局等における景観施策の実施状況および景観施策遂行上の課題を把握するとともに、デザ

イン検討や事業間連携などの先行事例について、岩手河川国道事務所、武雄河川事務所および遠賀川河川事務所へのヒアリングを行った。また、人材育成に関わる資料として、国土交通大学校や地方整備局等で行われている、国土交通省職員を対象とした景観に関する研修の実施状況を整理し、これらの現状を踏まえて検討を行った。

〔検討結果〕

勉強会の議論を通じ、各テーマの考え方や背景、推進の方向性が、次のとおりまとめられた。

1. 人材育成

1) 景観に携わる人材に求められる能力

景観に携わる人材には、コモンセンスが必要である。インハウスエンジニアとしてのコモンセンスとは、良い設計を見極めるセンス（眼力）である。つまり、良いものとは何かを見分けることができる基礎的な素養であり、景観や土木に関わる技術、社会的背景等を踏まえて総合的な判断ができる能力、および最終的にできあがる公共施設等が周囲の景観に溶け込むことを意識して良いものをつくろうという使命感のことである。

2) 人材育成の方向性

①景観に関する意識の向上・技術の習得

景観に関する社会的な関心が高まる中で、従前以上に公共事業のデザインのあり方が問われている。このため職員は、日常業務を通じた訓練（OJT）や景観研修等を通じて、景観やデザインに関して習得すべき知識や技術を身につける必要がある。

②職員のモチベーションを高める仕組みづくり

事業を進めていく中で、担当職員がデザインにもこ

だわりと責任を持てるよう、職員のモチベーションを高めるための仕組みづくりが必要である。

2. 事業間連携

1) 事業間連携が求められる背景

近接・隣接する事業は連携して、一体的な景観を形成する必要がある。景観は利用者や住民の目に入る空間全体として認識・評価される。そのため、ひとつの空間や地区として認識される範囲内にある複数の公共事業や民間事業は、作り出す景観の方向性や構造物・付属物等のデザインについて調整を図る必要がある。単独事業での景観への配慮に比べ、事業間連携による景観への配慮の方が格段にその効果が大きい。

2) 事業間連携の方向性

①早い段階における連携実施の意思決定

複数の公共事業が一体的な景観を形成するよう、事業のできるだけ早い段階で事業間連携に関する調整を行い、連携実施に向けた意思決定を行うことが重要である。このため、事務所職員（特に幹部職員）は日常的に事務所内や自治体との情報共有に努めるとともに、連携の必要性を判断し、速やかに、関係主体との調整、及び連携実施に向けた意思決定を下すべきである。

②関連する各事業の調整の場の設置

事業間連携を円滑に進めるためには、関連事業や地域の景観形成に関わる関係主体の連絡調整を行い、意見集約を図る必要がある。そのためには、関連事業の関係者や地域代表等が参加する場を設置するとともに、第三者的な立場にある学識経験者等が総合的に意見調整を進めることが有効である。

③調整結果を遂行するための方策

事業間連携を行う場合、調整の結果、事業スケジュールが変更となる可能性があり、予算執行等について柔軟な運用ができるような方策の整備が望まれる。また、地方公共団体が実施する事業についても同様に柔軟な運用が望まれる。

3. 景観に配慮した発注方法

1) 景観に配慮した発注方式に求められる視点

発注方式等や受注者選定手法の拡充・改善による景観検討の一貫性の確保が必要である。より良いデザインの公共施設をつくるためには、当該施設の計画や設計等に係わる業務を、優れたデザイン能力を持つ技術者に発注する必要がある。また、業務の工期や予算、業務内容などについても、十分な景観検討ができるよう配慮が求められる。

2) 発注方式の方向性

①内容・規模・工期を適切に設定した業務発注により

効率良く一貫性のある景観検討を担保

計画や設計が複数年度にわたって継続する事業の場合でも、単年度発注のため、本来一連の業務を複数に分けなければならない、適切な能力を有する技術者に継続して発注することが困難となっている。また、大規模な事業では複数の工区に分割して計画・設計が発注されることもある。この結果、事業全体の調整が煩雑となり、発注者の負担増、計画・設計の一貫性確保の障害となっている。したがって、発注の際は業務内容・規模・工期を適切に設定し、効率良く景観検討を実施できるような業務発注が強く望まれる。

②優れたデザイン能力を有する設計者選定方法の確立

価格競争では当該業務にふさわしいデザイン力を持つ設計者を選定することが困難であるため、景観上重要な事業については、プロポーザル等による受注者選定を行うべきである。その際、適切な受注者を選定できるよう、デザインに係る技術提案や技術者の実績等を適切に評価するための配慮が必要である。

プロポーザル等の参加資格については、高い技術力や専門性を有する技術者であっても実績不足等により参加資格を満たさない場合があるなど、画一的な資格要件や実績要件等により、事業者の参加機会を必要以上に狭めていることもある。このため、業務に応じた適切な参加資格要件を設定し、高い技術力や専門性を有する技術者が業務を受注できるような運用が望まれる。

③計画・設計段階における景観検討に必要な費用の確保

景観上重要な事業については、景観検討費用は適切に確保する必要があるが、現状では根拠となる基準等が十分に整備されておらず、費用の確保に関する説明が容易ではない。

④景観上重要な事業における適切な工事費設定

景観配慮による工事費増大は最小限となるよう、事業の内容や特性を勘案しつつ、慎重な対応が必要である。しかし、景観への配慮によって必ずしも工事費が上昇するとは限らず、計画・設計時の入念な検討によって結果的に全体の工事費が安くなるケースも存在する。その一方で、景観上重要な事業においては多少の工事費増加を認めるべきケースもあり得る。コストダウンと景観への配慮は、両立すべき社会的要請であり、工夫が必要である。

[成果の活用]

本研究の成果は、国土交通省所管公共事業における景観施策として具体化され活用される予定である。